

郡上市過疎地域持続的発展計画の変更について

【市町村計画の変更】

本市は、令和４年度から市全域が過疎地域に該当しており、過疎地域の持続的発展に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため「郡上市過疎地域持続的発展計画」を策定している。この計画について、令和６年度に過疎対策事業債の充当を予定している事業などを追加したいことから、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の規定に基づき変更を行う。

【章ごとの主な変更内容】

章	該当頁	主な変更内容
第１章 基本的な事項	3～4 7	(１) 市の概況 ①自然的、歴史的、社会経済的諸条件 (ウ) 社会・経済的条件 大和地域、美並地域、明宝地域、和良地域に関する記述の変更 ③社会経済的発展の方向 八幡地域、白鳥地域に関する記述の変更
第３章 産業の振興	28 29	(２) 林業 <現況と問題点> ・バイオマス発電所に関する記述の変更 (３) 商工業 <現況と問題点> ・ひるがの高原ＳＡに関する名称の変更
第５章 交通施設の整備、交通手段の確保	46 55	(１) 交通施設 <現況と問題点> ・中部縦貫自動車道に関する記述の変更 (３) 計画 ・事業内容の追加 ☐ 道路事業
第６章 生活環境の整備	68	(７) 計画 ・事業内容の追加 ☐ 上水道事業
第８章 医療の確保	82	(２) 計画 ・事業内容の追加 ☐ 郡上市民病院設備更新 ☐ 国保和良診療所設備更新 ・事業計画の追加 ☐ 過疎地域持続的発展事業 郡上市民病院経営効率化事業
第９章 教育の振興	87	(５) 計画 ・事業内容の追加 ☐ 美並小学校統合整備事業

第 10 章 集落の整備	93	(1) 集落の整備 <その他対策> ・空家等に関する記述の変更
	94	(2) 計画 ・特定空家等に関する記述の変更
第 12 章 再生可能エネルギーの利用の促進	102	(1) 再生エネルギーの利用の促進 <現況と問題点> ・木質バイオマスや小水力発電に関する記述の変更
第 14 章 過疎地域持続的発展特別事業 (再掲)	111	(1) 事業計画一覧表 ・事業計画の追加、記述の変更